

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>福岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び福岡県附票連携システム運用管理規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 福岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び福岡県附票連携システムのセキュリティ（システムの機密性、正確性及び継続性の維持をいう。以下同じ。）を確保するための運用管理については、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）、住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）、住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成十四年総務省告示第三百三十四号。以下「告示」という。）、福岡県住民基本台帳法施行条例（平成十四年福岡県条例第八号）及び福岡県住民基本台帳法施行細則（平成十四年福岡県規則第五十六号）（以下これらを「関係法令」という。）に定めがある場合を除くほか、この訓令の定めるところによる。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(削る)</p> <p>一 福岡県住民基本台帳ネットワークシステム 告示第一の一に規定する住民基本台帳ネットワークシステムのうち、本県が整備し、運用管理を行うもので、県サーバ、端末機、電気通信回線、電気通信関係装置（地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が本県の委託により設置した電気通信関係装置を含む。以下同じ。）及びプログラム等により構成されるシステムをいう。</p> <p>二 福岡県附票連携システム 告示第一の二に規定する附票連携システムのうち、本県が整備し、運用管理を行うもので、附票県サーバ、端末機、電気通信回線、電気通信関係装置及びプログラム等により構成されるシステムをいう。</p> <p>三 県サーバ 告示第一の四に規定する都道府県サーバであつて本県が管理するものをいう。</p> <p>四 附票県サーバ 告示第一の五に規定する附票都道府県サーバであつて本県が管理するものをいう。</p> <p>五 端末機 県サーバ若しくは告示第一の六に規定する機構サーバに保存若しくは記録された本人確認情報（法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）又は附票県サーバ若しくは告示第一の七に規定</p>	<p style="text-align: center;"><u>福岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 福岡県住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ（システムの機密性、正確性及び継続性の維持をいう。以下同じ。）を確保するための運用管理については、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）、住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）、住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成十四年総務省告示第三百三十四号。以下「告示」という。）、福岡県住民基本台帳法施行条例（平成十四年福岡県条例第八号）及び福岡県住民基本台帳法施行細則（平成十四年福岡県規則第五十六号）（以下これらを「関係法令」という。）に定めがある場合を除くほか、この訓令の定めるところによる。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 住民基本台帳ネットワークシステム 告示第一の一に規定する住民基本台帳ネットワークシステムをいう。</p> <p>二 福岡県住民基本台帳ネットワークシステム 住民基本台帳ネットワークシステムのうち、本県が整備し、運用管理を行うもので、県サーバ、端末機、電気通信回線、電気通信関係装置（地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が本県の委託により設置した電気通信関係装置を含む。以下同じ。）及びプログラム等により構成されるシステムをいう。</p> <p>(新設)</p> <p>三 県サーバ 告示第一の三に規定する都道府県サーバであつて本県が管理するものをいう。</p> <p>(新設)</p> <p>四 端末機 県サーバ又は機構サーバに保存又は記録された本人確認情報（法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）を法令の定める事務に利用するための本県の端末機をいう。</p>

改正案	現行
<p>する附票機構サーバに保存若しくは記録された附票本人確認情報（法第三十条の四十二第一項に規定する附票本人確認情報をいう。以下同じ。）を法令の定める事務に利用するための本県の端末機をいう。</p>	<p>五 機構サーバ 告示第一の四に規定する機構サーバをいう。</p>
<p>(削る)</p>	
<p>六 情報資産 福岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び福岡県附票連携システムを構成する全ての情報並びにソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク及び記録媒体をいう。</p>	<p>六 情報資産 福岡県住民基本台帳ネットワークシステムを構成する全ての情報並びにソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク及び記録媒体をいう。</p>
<p>(削る)</p>	
<p>(削る)</p>	<p>七 県ネットワーク 本県の市町村が整備したコミュニケーションサーバと県サーバとの間で本人確認情報等の通知を行うために本県が整備した電気通信回線及び電気通信関係装置をいう。</p>
<p>七(十三) (略)</p>	<p>八 コミュニケーションサーバ 告示第一の二に規定するコミュニケーションサーバをいう。</p>
<p>(運用管理及び利用の基本)</p>	<p>九(十三) (略)</p>
<p>第三条 福岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び福岡県附票連携システムの運用管理及び利用は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。</p>	<p>(運用管理及び利用の基本)</p>
<p>一 (略)</p>	<p>第三条 福岡県住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理及び利用は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。</p>
<p>二 本人確認情報及び附票本人確認情報等の個人情報の保護に最大限配慮すること。</p>	<p>一 (略)</p>
<p>三 本人確認情報及び附票本人確認情報を最新かつ正確な状態に保持すること。</p>	<p>二 本人確認情報等の個人情報の保護に最大限配慮すること。</p>
<p>四 本人確認情報及び附票本人確認情報の事務処理の継続性を確保すること。</p>	<p>三 本人確認情報を最新かつ正確な状態に保持すること。</p>
<p>五 (略)</p>	<p>四 本人確認情報の事務処理の継続性を確保すること。</p>
<p>六 情報資産を福岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び福岡県附票連携システムの本来の目的を超えて使用及び利用しないこと。</p>	<p>五 (略)</p>
<p>七 (略)</p>	<p>六 情報資産を福岡県住民基本台帳ネットワークシステムの本来の目的を超えて使用及び利用しないこと。</p>
<p>(セキュリティ総括責任者)</p>	<p>七 (略)</p>
<p>第四条 福岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び福岡県附票連携システムのセキュリティ対策を総合的に実施するため、セキュリティ総括責任者を置く。</p>	<p>(セキュリティ総括責任者)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>第四条 福岡県住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策を総合的に実施するため、セキュリティ総括責任者を置く。</p>
<p>3 セキュリティ総括責任者は、福岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び福岡県附票連携システムのセキュリティ対策を総括し、並びに緊急時における対応策を決定し、及び実施する。</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(ネットワークシステム管理者)</p>	<p>3 セキュリティ総括責任者は、福岡県住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策を総括し、並びに緊急時における対応策を決定し、及び実施する。</p>
	<p>(ネットワークシステム管理者)</p>

改正案	現行
<p>第五条 福岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び福岡県附票連携システムの適正かつ円滑な運用管理を行うため、ネットワークシステム管理者を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(ネットワークシステム管理者の業務)</p> <p>第六条 ネットワークシステム管理者は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 福岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び福岡県附票連携システムの運用管理を行うこと。</p> <p>二 福岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び福岡県附票連携システムのセキュリティ対策の実施状況を定期的に検証すること。</p> <p>三 福岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び福岡県附票連携システムに係る苦情を処理すること。</p> <p>四 福岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び福岡県附票連携システムの運用管理及び利用に関する研修(職員研修所長が実施するものを除く。)を実施すること。</p> <p>(監査)</p> <p>第七条 ネットワークシステム管理者は、福岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び福岡県附票連携システムのセキュリティ対策の実施状況について、情報通信ネットワークに関し識見を有する者の監査を受けなければならない。</p> <p>(県サーバ等の設置)</p> <p>第八条 ネットワークシステム管理者は、本庁又は出先機関の庁内(福岡県庁内管理規則第二条第二号に規定する庁内をいう。)に福岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び福岡県附票連携システムの運用に必要な県サーバ、附票県サーバ及び電気通信関係装置等の機器(以下「システム機器等」という。)を設置するときは、あらかじめ本庁の室内管理者又は出先機関の庁内管理者と協議しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(本人確認情報又は附票本人確認情報の利用)</p> <p>第十条 本人確認情報又は附票本人確認情報の提供を受けようとする所属の長は、本人確認情報又は附票本人確認情報を利用する事務の内容及び職員等を明らかにした上で、ネットワークシステム管理者に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の所属の長は、ネットワークシステム管理者の求めに応じ、本人確認情報又は附票本人確認情報の利用状況等を報告しなければならない。</p> <p>(外部委託)</p>	<p>第五条 福岡県住民基本台帳ネットワークシステムの適正かつ円滑な運用管理を行うため、ネットワークシステム管理者を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(ネットワークシステム管理者の業務)</p> <p>第六条 ネットワークシステム管理者は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 福岡県住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理を行うこと。</p> <p>二 福岡県住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の実施状況を定期的に検証すること。</p> <p>三 福岡県住民基本台帳ネットワークシステムに係る苦情を処理すること。</p> <p>四 福岡県住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理及び利用に関する研修(職員研修所長が実施するものを除く。)を実施すること。</p> <p>(監査)</p> <p>第七条 ネットワークシステム管理者は、福岡県住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の実施状況について、情報通信ネットワークに関し識見を有する者の監査を受けなければならない。</p> <p>(県サーバ等の設置)</p> <p>第八条 ネットワークシステム管理者は、本庁又は出先機関の庁内(福岡県庁内管理規則第二条第二号に規定する庁内をいう。)に福岡県住民基本台帳ネットワークシステムの運用に必要な県サーバ及び電気通信関係装置等の機器(以下「システム機器等」という。)を設置するときは、あらかじめ本庁の室内管理者又は出先機関の庁内管理者と協議しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(本人確認情報の利用)</p> <p>第十条 本人確認情報の提供を受けようとする所属の長は、本人確認情報を利用する事務の内容及び職員等を明らかにした上で、ネットワークシステム管理者に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の所属の長は、ネットワークシステム管理者の求めに応じ、本人確認情報の利用状況等を報告しなければならない。</p> <p>(外部委託)</p>

改正案	現行
<p>第十二条 福岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び福岡県附票連携システムの運用管理の業務は、その一部を委託（以下「外部委託」という。）することができるものとする。この場合において、委託先事業者は、十分な個人情報保護措置を行うことができる者でなければならない。</p> <p>2 外部委託に関する契約の締結に際しては、次の各号に掲げる事項を契約書に明記するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>一 福岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び福岡県附票連携システムに関する情報が記録された資料の保管、返還及び廃棄に関する事項</p> <p>三 福岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び福岡県附票連携システムに関する情報が記録された資料の目的外使用、複製・複写及び第三者への提供の禁止に関する事項</p> <p>四 福岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び福岡県附票連携システムに関する情報の秘密保持に関する事項</p> <p>五・六 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 福岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び福岡県附票連携システムの運用状況及び情報技術の進展状況等を踏まえ、適宜、この訓令の見直しを行うものとする。</p>	<p>第十二条 福岡県住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理の業務は、その一部を委託（以下「外部委託」という。）することができるものとする。この場合において、委託先事業者は、十分な個人情報保護措置を行うことができる者でなければならない。</p> <p>2 外部委託に関する契約の締結に際しては、次の各号に掲げる事項を契約書に明記するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>一 福岡県住民基本台帳ネットワークシステムに関する情報が記録された資料の保管、返還及び廃棄に関する事項</p> <p>三 福岡県住民基本台帳ネットワークシステムに関する情報が記録された資料の目的外使用、複製・複写及び第三者への提供の禁止に関する事項</p> <p>四 福岡県住民基本台帳ネットワークシステムに関する情報の秘密保持に関する事項</p> <p>五・六 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 福岡県住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況及び情報技術の進展状況等を踏まえ、適宜、この訓令の見直しを行うものとする。</p>